

委託機関各位

独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
共済事業推進部

＜経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）＞

4月決算法人の平成31年4月分掛金の引き落としに係る税務上の取扱い

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当機構の共済業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成31年5月の皇位継承に伴い、経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）の平成31年4月分掛金の引き落とし日が、5月7日（火）となります。

4月決算法人のお客様の平成31年4月分掛金の引き落としに係る税務上の取扱いについて、下記のとおり税務当局に確認を受けましたのでお知らせいたします。

なお、本件については、本年1月送付の「商工共済ニュース2019年新春号（通巻529号）」3ページに記載しておりましたが、下記の取扱いについて、税務当局に確認を受けておりますので、お詫びを申し上げますとともに、改めてご案内させていただきます。

- 中小企業倒産防止共済契約に係る掛金については、租税特別措置法の特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の適用を受け、原則としてその支払った日（口座振替日）の属する事業年度の損金の額に算入されます。
- ただし、皇位継承に伴う金融機関の10連休により、平成31年4月分掛金（通常の口座振替日は毎月27日。）の預金口座振替は平成31年5月7日となります。この場合において、4月決算の法人が、毎月口座振替により納付している掛金について、適正な期間損益計算の観点から、平成31年4月分掛金で平成31年5月7日に口座振替により引き落とされる掛金を前年度決算（平成31年4月27日の属する期間の決算）において、会計上未払計上をしているのであれば、税務上もその未払いとなっている掛金の損金算入が認められます。

（注）毎期、1年分（5月分から翌年4月分）の掛金を口座振替により前納している場合であっても、上記と同様となります。

今回初めて前納するお客様、毎期1年分（1年以内）の掛金を前納していないお客様などが、前納掛金の当該年度の損金算入を予定される場合には、平成31年3月27日（水）に口座振替を行う必要がございますので、至急お手続きいただくようご案内ください。

また、平成31年3月に前納を行うためには、様式㊸214「掛金前納申出書」を平成31年3月5日（火）までに機構に到着するよう、委託機関の皆さまから送付いただく必要がございますので、その点ご留意いただきますようお願い申し上げます。

資料のご請求や本件に関するお問い合わせにつきましては、共済相談室で承っております。また資料は、事務取扱要領に掲載しております「資料送付請求書」により、FAXでもご請求いただけます。

共済相談室：050-5541-7171（平日9時～18時）

※裏面は、本件について、当機構にて4月決算と把握しているお客様宛てに、2月21日（木）に送付しております周知文書となります（様式㊸214「掛金前納申出書」も同封しております）。

ご参考に掲載しておりますので、併せてご確認いただければ幸いです。

**重要** 4月末決算法人で当該年度に掛金を損金算入予定のお客様へ

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）の平成31年4月分掛金の引き落としについて  
～掛金の引き落とし日は、5月7日（火）です。～

平成31年2月  
独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
共済事業グループ倒産防止共済契約課

平素から『経営セーフティ共済』をご愛顧いただき、深く御礼申し上げます。

『経営セーフティ共済』の掛金の引き落とし日は、毎月27日ですが、同日が休業日にあたる場合は、翌営業日となります。このため、平成31年4月分掛金（前納金含む）の引き落とし日につきましては、4月27日（土）が皇位継承に伴う10連休中の休業日にあたることから5月7日（火）となり、4月中の引き落としができません。

■ 4月決算の法人において、5月7日（火）の引き落としであっても、以下の①、②であれば当該年度に損金算入が可能と税務当局から確認を受けております。（適正な期間損益計算の観点から会計上未払計上しているもの）

- ①毎月、口座振替により納付している掛金（平成31年4月分掛金）
- ②毎期、口座振替により1年分（1年以内）を前納している場合の掛金

※掛金を前納するには、**様式②14「掛金前納申出書」**の提出が必要です。平成31年4月前納の場合、5月7日（火）の引き落としとなりますが、損金算入には差し支えありません。（締め切り日：4月5日（金） 機構必着）

■ 上記①、②以外で（今回初めて前納する等）、当該年度に損金算入を予定されている4月決算の法人のお客様におかれましては、損金算入を行いたい場合、3月27日（水）に引き落とす必要があります。そのためには、下記のとおり掛金前納の手続きが必要ですので至急お手続きください。（3月5日（火） 機構必着）

・ **様式②14「掛金前納申出書」**（前納希望年月：平成31年3月）を、お客様の登録取扱機関にご提出ください。（中小機構に直接送付しないようご注意ください）

※＜お客様 → 登録取扱機関 → 機構＞の流れとなります。登録取扱機関に提出の際は、締め切り日（3月5日（火））までに機構へ必着するように送付していただきたい旨を申し添えください。

・ 提出の締め切りは、平成31年3月5日（火） 機構必着となります。

※3月5日を過ぎた場合は平成31年3月前納（3月27日引き落とし）はできません。

・ 「前納希望年月」欄は、必ず「平成31年3月」とご記入ください。

※「平成31年4月」とご記入された場合は5月7日の引き落としとなってしまいますのでご注意ください。

・ 「掛金月額」の変更を同時に希望される場合は、**様式②10「掛金月額変更申込書」**が併せて必要です。中小機構ホームページよりダウンロードいただくか、共済相談室にご請求ください。

※3月分まで既に前納中の方は、3月からの掛金月額の減額はできませんのでご了承ください。

・ 「掛金納付額（納付月数分を含む）」欄にご記入いただいた金額が、3月27日に引き落としとなります。

【記入例】 月額200,000円で12か月分の引き落とし希望 ⇒ 「12か月分・2,400,000円」

※4月分以降まで前納中の方が3月に前納する場合、当該年度の損金算入可否については所轄税務署へご確認ください。

【お問合せ】 共済相談室 050-5541-7171 （受付時間）平日：午前9時～午後6時

【中小機構ホームページ】 [経営セーフティ 手続き一覧](#) [経営セーフティ 様式一覧](#)

※本状は、決算月が4月のお客様や平成31年4月に掛金請求が再開される予定のお客様を中心に、広く送付させていただきます。4月末決算法人ではなかったり、本状と行違いで既に「掛金前納」などの各種手続きを完了している場合は、本状に記載の手続きは不要ですので、何卒ご容赦のほどお願いいたします。

※共済相談室にお問い合わせの際は、共済契約者番号（Aから始まる8桁の数字）をお手元にご用意ください。

※お客様の「共済契約者番号」や「登録取扱機関」は、契約締結時の「共済契約締結証書」などに記載されております。